

議事録

作成日：令和 7年 12月 11日

議 題	令和7年度 グループホームあんり 地域連携推進会議 議事録		
開催日時	令和7年12月11日	開催場所	GHあんりウイング
出席者	職員 (計 4名)		

議事内容

開催場所

グループホームあんりウイング ホール

構成員

入居者代表 2名

入居者の家族 1名

地域の関係者 3名 大仙市調停委員、大仙ふくし会監事、有限会社 長沢通信設備社員

職員 4名 エフシー株式会社代表取締役社長、管理者、サービス管理責任者、生活支援員

欠席者

入居者家族 1名

地域連携推進会議 議題

1. ミース・ウイング 施設見学
2. 開会
3. 構成員の紹介
3. 地域連携推進会議の概要
4. 3障がいについて
5. グループホームあんりの紹介
6. 質疑応答
7. 閉会

資料1 地域連携推進会議の概要

参照：<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/627207.pdf>

資料2 障害及び障害者への理解の促進に係るハンドブックについて 参照：障害及び障害者への理解の促進に係るハンドブックについて | 美の国あきたネット

資料3 グループホームあんり パンフレットを使用

議事進行

① ミース・ウイング 施設見学

ミースの施設内を先に見学した後、車で移動しウイング施設内を見学している。居室スペースは個人情報・プライバシーの観点から見学はなし。ホール、入浴場や厨房などのスペースを確認してもらった。

② 開会

サービス管理責任者が司会進行を行う。代表取締役社長が開会の挨拶を述べられた。

③ 構成員の紹介

今回がグループホームあんりとして初めての地域連携推進会議であり、初対面の方々であることから、管理者が構成員の紹介を行った。

④ 地域連携推進会議の概要

配布した資料1に基づいて、グループホーム（共同生活援助事業）とはどのような施設であるか、地域連携推進会議の概要や構成員の役割、施設訪問時に確認するポイントなどを生活支援員より説明した。

◆ 会議の目的

- 利用者と地域との関係づくり。
- 地域の方々に、施設や利用者のことを知っていただき、理解を深めていただくこと。
- 施設・サービスの透明性および質の確保。
- 利用者の権利擁護。

→施設だけでなく“地域全体”で利用者を支える仕組みをつくるためのものである。

◆ 仕組み・内容・運営のポイント

- 会議は、おおむね年に1回以上開催。
- 構成員は、利用者、ご利用者のご家族、地域の関係者、福祉に知見のある方、経営に知見のある方、市町村担当者などから選定していく。うち「利用者」「ご家族」「地域の関係者」は必ず含める必要がある。構成員の人数はおおよそ5人程度を想定している。
- 会議だけでなく、構成員による施設訪問（見学）を併せて実施することが求められている。訪問では、施設的环境、利用者・職員の様子、支援の実態などを確認していく必要がある。
- 会議の進行は、単に事業所（施設側）からの報告ではなく、構成員との双方向の意見交換を行うことが望ましい。例えば、利用者の生活状況、地域とのかかわり、職員の支援状況、運営上の課題、今後の地域連携の可能性などを議題として挙げていく。

◆ 期待される効果

- 利用者にとって、より質の高い支援と安心できる暮らしの実現。
- 施設にとって、地域の理解と協力が得られ、地域での運営がしやすくなる。
- 地域と施設との「顔の見える関係」ができ、地域住民の理解や協力が深まる。

⑤ 3障がいについて

配布した資料2に基づき、グループホームで入居している入居者様の持つ障がいを中心に説明している。

◆ 1) 視覚障害

視覚障害とは、見えにくさや視野の欠損など、視力に何らかの困難がある状態。人により状態は様々。

- ・全く見えない方。
- ・見える範囲が狭い方（視野が狭い）
- ・ぼやけて見える方。

【配慮のポイント】

- ・段差や障害物を事前に知らせる。
- ・必要なときは『お手伝いしましょうか?』と声をかけてから支援をする。
- ・急に腕をつかむのではなく、本人の了解を得てから誘導する。

◆ 2) 身体障害

身体障害は、手足の動きの障害、歩行の困難、言語や聴覚の障害など、身体の機能に関する障がい全般が含まれる。

【配慮のポイント】

- ・車いすの方には段差のない経路を案内する。
- ・聴覚障害の方には、書いて伝える、口元を見せながらゆっくり話す。
- ・動作に時間がかかる場合は、ゆとりをもって関わる。

◆ 3) 知的障害

知的障害は、知的な発達がゆっくりであったり、学習や判断に時間がかかる状態。読み書きが苦手な方、理解に時間が必要な方など、その特性はさまざまである。

【配慮のポイント】

- ・難しい表現を避け、短く・具体的に伝える。
- ・手順は一つずつ説明する。
- ・できている部分はしっかり肯定する。
- ・環境の変化に不安が出る場合があるため、事前説明が有効。

→日常生活・社会生活をより安心して送るために、周囲の理解が大切になってくる。

◆ 4) 精神障害

精神障害には、うつ病、統合失調症、双極性障害、不安障害などが含まれる。外見では分かりにくいことが特徴。体調の波があるため、日によってできることが変わったり、ストレスに弱い面が出る場合もある。

【配慮のポイント】

- ・急がせず、安心できる環境で話す。
- ・否定せず、気持ちを受け止めながら関わる。
- ・刺激の強い環境（騒音・混雑）を避ける。
- ・疲れやすいため、休憩できる場所の確保。

→必要に応じて医療機関や支援者と連携しながら、安心できる生活を整えていくことが大切。

◆ 5) 発達障害

発達障害には、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）等。

- ・コミュニケーションが苦手。
- ・急な予定変更が苦手。
- ・音・光など刺激に敏感。
- ・忘れ物や整理整頓が難しい。

【配慮のポイント】

- ・『見える化』（予定表・絵・写真）
- ・急な変更はできる限り避ける。
- ・指示は一度にたくさん言わず、短く区切る。
- ・安心できるルーティンづくり。

周囲の理解と環境調整によって、生活がとても安定しやすくなる。

◆ 6) ヘルプマーク・ヘルプカード

■ ヘルプマーク

外見では分からない障害や病気のある方が、周囲に配慮を必要としていることを伝えるためのマーク。

・内部障害 ・妊娠初期 ・精神疾患 ・義足や人工関節
など、見ただけでは分からない困りごとがある方が使用している。

■ ヘルプカード

支援してほしい内容や連絡先、必要な配慮などを記入して携帯するカード。

万が一の災害時や困った場面で、必要な支援を迅速に受け取ることができる。

【ヘルプマークを見かけたときのお願い】

- ・電車やバスで席をゆずる。
- ・困っていそうな時は『お手伝いしましょうか？』と声をかける。
- ・避難時は安全に誘導する。

実際にグループホームでは、入居者様が夏の暑い日に買い物帰りに体調を崩し、土手で倒れかけていたところ、ヘルプマークに気づいた地域住民の方がグループホームへ連絡してくれたその結果、速やかに救急対応につながった事例もある。

⑥ グループホームあんりの紹介

配布した資料3をもとに、グループホームあんりはどういう想いで運営しているか、基本となる考えや施設の概要、一日の流れを説明している。

■ あんりの理念と基本方針

みなさまの自立した生活のために”を掲げ、仲間・スタッフ・そして地域と関わりながら、しかし個人のプライバシーも守り、安心できる“共同生活”を支える場として運営している。

利用者それぞれが、自分らしく、安心して暮らせる“住まい”と“居場所”を提供することを目指している。

■ 施設概要と設備

・グループホームあんり ウイング

大仙市大曲船場町1丁目1-21

現入居者7名

・グループホームあんり ミース

大仙市大曲須和町2丁目3-32

現入居者4名

設備の特徴として

- ・鍵付き個室 → プライバシーを確保。
- ・冷暖房完備 → 季節を問わず快適な居住環境。
- ・Wi-Fi完備 → インターネット環境も整備。

→単なる“宿泊施設”ではなく、“日常生活の拠点”として安心して過ごせるよう配慮している。

■ 日常の様子・地域とのつながり（インスタグラムの紹介）

グループホームあんりのインスタグラムの投稿から、日常の余暇時間の過ごし方や施設での行事の写真や映像を観てもらった。

→このように、グループホームあんりでは“ただ住む”だけでなく、“季節ごとの暮らし”“安心して過ごせる環境づくり”“利用者同士や地域とのつながり”を大切にした暮らしを実践している。

■ なぜ地域とつながるのか

→施設だけで完結する支援ではなく、“地域で支える”暮らしを大切にしているため。

今回のような地域連携の会議を通じて、地域の皆さまにあんりのことを知っていただき、理解と協

力を得ながら、より安心して温かい暮らしの場を共につくっていきたい旨を説明した。

⑦ 質疑応答

参加者より出た質疑について、サービス管理責任者が応答している。

1. 「（インスタグラムの投稿より）なべっこ行事の中でアルコールを摂取している場面があったが、アルコールはグループホーム内で飲んでも大丈夫なんですか？」

→「薬の関係上アルコールは飲まれない方が多いため、なべっこ行事の中で摂取しているのはノンアルコールとなっています。」

2. 「パンフレットに記載のあった、利用までの流れについて確認したい。」

→「相談支援専門員がついているとスムーズに話が進んでいくと思います。受給者証の決定機関は主に市区町村です。障害福祉サービスを受けるためには、受給者証が必要であり、これは障害者手帳とは異なり、サービスの利用許可証としての役割を持っています。受給者証は、障害者総合支援法に基づき、支援を必要とする方が対象となります。申請後、支給決定が行われると、受給者証が発行となり、利用契約に進んでいきます。」

⑧ 閉会

管理者より、閉会の挨拶を行い感謝の意を述べられている。

議事録作成

令和7年12月11日（木）

（以上）